公民館報 みまた

発行所
三股町公民館
電話65番
編集責任者
谷口衛
印刷所
都城市北原町宮交西隣
合資会社 都城印刷所
電話三九二番

町議会だより

町収入役に去川衍現収入役 町監査委員に中野義武氏が 選任と決定

◆……四月二十四日、臨時議会が招集されましたが午前十時に全議員出席
◆……で開会前記二件を始め四件にいて審議十一時四十五分に閉会いたし
◆……ました。

案件は次の通り

1 昭和三十六年度歳入歳出追加更正専決予算について承認を求める件
地方交付税、起債に収入が見込まれたのでこれを予備費その他に計上した。
原案通り承認

2 昭和三十七年度病院会計追加更正予算案
現在病院の増改築を実施中であるが近く完成するので落成式費用として一五二、〇〇〇円を計上した。
原案可決

3 収入役の選任について議会の同意を求める件
現収入役の任期は四月一ぱいで任期満了となるので引続き現収入役の去川衍氏の選任について議会の同意が求められた。
同意決定

4 監査委員の選任について議会の同意を求める件
野崎久則委員が一身上の理由で辞職されたので後任として、中野義武氏の選任について、議会の同意が求められた。
同意決定

昭和三十七年度三股町教育方針と努力目標

輝かしい教育伝統を継承し更に文教施策の飛躍的時期を迎えております時に町教育委員会においては、国家社会の進展と地域の実情に即応した教育の充実向上を相ともにはかるため、本町の教育方針と努力目標が次のように定められた。

一、教育基本法の精神を基調とし、教育の民主化と自主性の確立につとめ、教育施策の充実向上をはかる。

二、本町の実情にかんがみ性を創造性をはぐくみ、調和性を養い協同性を重んじ道徳性を培い、心身共に健康な情操豊かな社会人の育成につとめる。

三、教育者としての自覚を深め、教育活動をより計画的、かつ積極的に推進し、本町教育の進展向上をはかる。

昭和三十七年度教育努力目標

一、学校教育の適正化

1 校地、校舎、設備、教具、教材等諸条件の整備保全を科学的に運営につとめる。

2 地域に即した教育計画を樹立し、学校行事の合理化完全授業の徹底につとめる。

3 教師父母相互の信頼と力をかりる人間関係をはかり、学校教育目標の成共通理解と学習指導と教育実践につとめる。

4 教育研修の組織体制を確立し、職員の指導力の向上をはかる。

二、教育内容の充実

1 教育課程の改訂、学習指導要領に基づき、児童生徒の実態に即応して適正な教育課程を編成しその実施につとめる。

2 学力の向上を期する自主的な学習指導の改善充実につとめる。

3 道徳教育の徹底を図り、児童の協力を得て、徳性のかんや養成につとめる。

4 生徒の適正、能力を考慮し計画的つかつ継続的な進路指導につとめる。

5 産業の基礎的理解を深め、産業技術に対する知識と能力の育成につとめる。

6 特殊児童生徒の充実化を図る。

三、保健体育の向上

1 学校保健体育の適正な指導を図る。

2 児童安全の習慣化と健康診断に基づく学校給食の内容充実と適正な運営をはかる。

3 学校安全の徹底を図り、共に指導の充実を図る。

各税納期限一覧表

納期限	税目	期別
四月三十日	都市計画税	一期
四月三十日	固定資産税	全期
四月三十日	軽自動車税	一期
六月三十日	県民税	一期
七月三十一日	都市計画税	二期
七月三十一日	固定資産税	二期
八月三十一日	県民税	二期
八月三十一日	町税	三期
十月三十一日	県民税	三期
十月三十一日	町税	三期
十一月三十日	都市計画税	三期
十一月三十日	固定資産税	三期
一月三十一日	県民税	四期
一月三十一日	町税	四期
二月二十八日	都市計画税	四期
二月二十八日	固定資産税	四期

昭和37年度予算概要

昭和37年度予算編成は既に発表されました町長の施政方針にそって一般会計総額145.177千円、各特別会計総額79.414千円となっております。一般会計の概要は次のようになっています。

昭和37年歳入歳出予算比較表

歳入の部

款別	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	本年度予算百分比
町税	31,837,018	31,200,018	637,000	—	21.93
地方交付税	44,700,000	30,450,000	14,250,000	—	30.79
公営企業及財産収入	4,750,000	5,490,003	—	739,999	3.27
分担金及負担金	1,590,000	673,000	917,000	—	1.10
夫役及現品	2	2	—	—	0
使用料及手数料	3,000,000	1,974,700	1,047,300	—	2.08
国庫支出金	40,663,005	20,447,307	20,215,498	—	28.01
県支出金	4,267,005	676,006	3,590,999	—	3.94
寄附金	1,900,001	800,003	1,099,998	—	1.31
繰入金	2	3,500,002	—	3,500,000	0
繰越金	1	1	—	—	0
雑収入	4,548,003	5,150,003	—	602,000	3.13
町債	7,900,001	3,500,002	4,599,999	—	55.44
計	145,177,042	103,661,247	41,515,795	—	100.00

款別	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	本年度予算百分比
議会費	3,671,336	2,919,552	751,784	—	2.53
役場費	27,146,528	21,472,849	5,673,679	—	18.70
消防費	1,296,612	533,903	762,709	—	0.89
土木費	3,743,711	6,583,232	—	2,839,521	2.58
教育費	17,676,363	19,293,742	—	1,617,379	12.18
社会及労働施設費	37,735,953	26,047,960	11,687,993	—	25.98
保険衛生費	2,123,203	3,195,008	928,993	—	1.46
産業経済費	31,406,792	4,830,477	26,576,315	—	21.63
財産費	353,512	706,312	—	352,800	0.24
統計調査費	60,004	28,013	31,991	—	0.04
選挙費	853,600	566,125	287,475	—	0.59
公債費	7,409,590	7,069,974	339,616	—	5.11
諸支出金	11,260,936	12,075,450	—	814,514	7.76
予備費	438,902	338,650	100,252	—	0.30
計	145,177,042	103,661,247	41,515,795	—	100.00

昭和37年度歳出予算概要

費目			金額	割合
経常的経費	義務的経費	人件費	報酬	3,734,750	2.57
			基本給	21,069,180	14.51
			その他の手当	9,897,371	6.82
			その他	4,483,363	3.09
		公債費負担金		7,409,590	5.10
				1,785,650	1.23
		計		48,379,904	33.32
	一般的経費	交際費		240,000	0.17
		旅費		1,278,544	0.88
		食糧費		534,900	0.37
		維持修繕費		396,003	0.27
		補助奨励費		4,849,226	3.34
		その他		12,341,615	8.50
		計		19,640,288	13.53
合計				68,020,192	
				68,020,192	46.85

費目			金額	割合
投資的経費	公共事業	失業対策事業	11,405,000	7.86
		三股中特殊学級設置	927,500	0.64
		長田小給食施設	1,190,000	0.82
		農地交換整備事業	410,000	0.28
		養老院建設事業	12,760,000	8.79
		公営住宅建設事業	9,133,000	6.30
		公園整備事業	1,100,000	0.76
		土木災害復旧事業	1,797,000	1.23
		耕地災害復旧事業	21,353,000	14.70
		計	60,075,500	41.38
	単独事業	庁舎整備費	255,000	0.18
		消防施設整備費	723,000	0.50
		道路橋梁改良事業	309,000	0.21
		土地区画調査費	200,000	0.14
		中小学校焼却ロ建設	240,000	0.17
		勝岡宮村小給食棟渡廊下建設	1,030,000	0.70
	単独事業	子学校塗装外整備費	22,100,000	0.11
		中学校校舎運動場整備費	793,200	0.55
		公民館整備事業	50,000	0.03
		農道整備事業	400,000	0.28
		農業構造改善対策事業	5,308,000	3.66
		干害対策事業	350,000	0.24
		北部地区簡水調査費	500,000	0.34
		県道舗装工事負担金	1,000,000	0.69
		国民年金普及事業	2,714,000	2.56
		工場誘致事業	109,150	0.09
		特別会計歳出	1,890,000	1.30
		計	17,081,350	11.77
合計			77,156,850	53.15

歳入における増加の主なものは、財政需用額の上昇にともなった地方交付税の増額及び公共事業の推進による、国、県支出金の増加であります。又歳出については、公共事業の内、失業対策事業、養老院建設、公営住宅建設、耕地災害復旧事業等が主なものであります。

次に特別会計の歳入歳出予算は次のようになっております。

特別会計歳入歳出予算概要

会計名	本年度予算額	前年度予算額	増減
国民健康保険直診勘定	37,006,007	28,029,006	8,977,001
同上 事業勘定	19,169,314	15,289,815	4,385,698
公有林造成事業	2,350,002	6,200,002	△ 506,199
水道事業	4,118,305	17,424,902	1,045,999 △ 4,899,999 △13,306,597
公営質庫	2,238,003	2,810,003	△ 572,000
ブルトーザ	4,726,002	3,400,000	—
農業共済事業	9,807,508	2,740,199	7,067309

社会教育

一、青少年教育向上

1 青少年団体の充実化を図る。

2 青年学級の開設を促進し、連絡強調につとめる。

3 地域の充実化を図り、環境の浄化を促進し、健全育成につとめる。

4 社会教育関係団体の連絡を緊密にし、教育の推進につとめる。

二、成人教育の促進

1 成人学級の開設を拡充し、各種団体の実践活動の充実化を図る。

2 各種講座の開設、学級講座の充実を図る。

3 新生活運動を展開し、推進団体の育成を図る。

4 社会教育振興計画の推進にて、地域の課題解決の学習を図る。

三、公民館活動の充実

1 社会教育施設の充実化を図り、地域住民の自主的活動を助長する。

2 教育行政の一般体制の充実化をとめ、住民の自主的研修の浸透をとめ、修学の反映につとめる。

3 地域課題の発見、研究、活動を促進する。

4 社会教育関係団体の連絡を緊密にし、教育の推進につとめる。

春季全国交通安全運動が実施されます

自五月十一日
至五月二十日　十日間

この運動は、みんなが正しい交通のあり方と交通安全の思想を高め、国民の総力をあげて交通秩序を確立するために行われるものであります。

みなさん、交通事故をなくするために、また三股町交通安全都市の名に恥じないように町ぐるみの運動を進めましょう。

今度の運動の重点としてつぎのことは必ず実行いたしましょう。

一、正しい歩き方の励行

右側端通行と正しい横断歩道、亘道の区別のある道路では歩道を、横断歩道がある場所か附近では必ず横断歩道を歩いて下さい。車の直前又は直後は絶対に横断しないようにいたしましょう。

二、小学生、幼児の保護

新入学生、（園）児童を交通事故から守るため、みんなの温かい気持で指導保護しましょう。

三、正しい運転の励行

運転者は法令の定めるルールにしたがって、模範的な運転をして下さい。飲酒運転による事故はあとを絶たずますます増加しています。車を運転している人には、絶対に飲ませない又運転中には飲まないようにして下さい

四、道路環境の整備

道路はみんなのものです勝手に物を置きっ放しにせずに広く使えるよう自宅前を整理して下さい。

五、踏切安全通行の徹底

踏切での「一時停止と安全確認」を励行して下さい。一瞬の油断が一生を誤ることになります。

町役場に新たに企画調査室が誕生しました

町においては去る四月一日附をもって人事の異動が発令され、その結果、町行政の総合企画及調整等を行うと共に行政管理を併せ行うことを目的として新たに企画調査室が誕生いたしました。

企画調査室長は町助役が兼務し、そのもとに三人の主幹が配置されその事務分掌は次のとおりとなっております。

一、行政の総合企画及調査に関すること。
二、経済の総合企画及調査に関すること。
三、行政効果の調査に関すること。
四、災害の総合対策に関すること。
五、その他町事務の総合調査に関すること。

以上でありますが今後その活躍によって農業構造改善は又事務改善その他すべての町行政の飛躍的な発展が期待されております。

尚今回の主な人事発令は次のとおりとなっております

企画調査室
総括主幹　小牧憲三
主幹　仮屋義光
〃　栗野喬夫
建設課長　楠見吉雄（総務課長兼務）
生活課長　時任秀光
税務課長　大村幸之
病院事務長　橋口藤男
議会事務局長　財部幸雄

国民年金のうごき

発足第一年度の昭和三十六年十月国民年金法が次の通り改正されました。

◆**年金は年々改善される**

保険料の納入が始まって早や一年を終え四月から第二年目を迎えました国民年金が社会保障制度の大きな柱として年々成長しつつある事は心強いものを感じます。

一、福祉年金法の改正

本人の所得に対し各福祉年金支給制限が大きく緩和され又、新に「準母子福祉年金」が設けられました。

二、拠出制年金法の改正

㋑老令年金受給年令六十五才が六十才に引下げられ又将来は公的年金や旧制恩給又は厚生年金の受給年令五十五才にまで引下げも見通しが明るくなりました。

㋺「障害年金」「母子年金」「準母子年金」「遺児年金」等の受給資格要件である保険料納付済期間が三分の一の一年に短縮され又「身体障害者」については制度へ加入前後の廃疾を共に併合して認定する事が認められ今後発生する母子家庭又は障害者は有利になります。

◆**拠出制の国民年金は保険料を納付する人だけが受給出来る年金です。**

拠出制の年金は公的年金や厚生年金旧軍人恩給並に遺家族年金等の受給権がない人達の生活を将来又は現在において保障する制度で自分達の為に在る年金です。

此の制度は福祉年金と違って保険料を納める人だけが受給出来る年金ですから現在保険料が免除されている人も元気で働ける今のうちに出来得る限り月々納付する事が必要であります。即ち将来受給する「老令年金受給出来る年金ですから現在あり得る事故に対して拠出制の「障害年金」或は「母子年金」又は「準母子年金」或は「遺児年金」の受給権は保険料を納付しているか、否かによって決定され、しかも保険料納入年数が永い程、年金額も多くなります。将来に福を求める為に保険料は真面目に納入して下さい。

◆**保険料の納入は納入告知書に変りました**

年金の保険料は規則の改正に伴い税金と同様に納入告知書によって納付する事になりました。皆様の御協力を願って止みません。

住民課年金係

自作農維持創設資金

借受希望者は農業委員会事務局え申込んで下さい

農家の皆さんが自作地や、小作地を取得したり、或は疾病負傷、災害等で多額な資金を必要とする場合は、低利長期資金（利率年五分）として自作農維持創設資金の融資制度があります。

昭和三十六年度において、町内でこの資金を借受られた農家の方が五一件ありその金額七八八万円であります。農業基本法の制定によって、自作農維持創設資金の貸付運用方針や、基本法が求めるいわゆる自立経営農家の育成をはかることに改められたのであります

即ち従来「中庸基準」によって七・八反以下の耕作の農家を対象としていましたが、こんどこの「中庸基準」が廃止になって、これからの農家が、他の産業で働く人と比べておくれをとらないよう「農家はその農業経営だけで、立派に生活できる農家」いわゆる「自立経営農家」を育成し、或はこれを維持に必要な資金として、自作農維持創設資金の貸付がなされるわけであります。

どういう理由の場合に貸付されるかといいますと、

一、自作地を取得する場合

現在の経営面積、家働力経営能力、生産力の条件から更に経営反別を拡大し農業所得の増大を図ること。

二、小作地を取得する場合

農業経営がその小作地取得によって経営の安定が期し得られること。

三、相続資金の場合

共同相続人が相続によって農地の細分化を防止するための必要な資金。

四、疾病、負傷、災害等の不慮の資金を必要とする場合。

放置すれば農地を売却するか、或は農業経営に重大な支障を及ぼすことになる場合であること。

以上自作農維持創設資金について説明致しましたが、今後皆さんがこの資金を借受けて農業経営を拡大したい方、或は必要な資金に困っている方等遠慮なくいつでも農業委員会事務局に申込んで下さい。農業委員会では色々と皆さんの相談に応じ又お世話いたします。

昭和三十七年度は第一次分資金枠配分が近くある予定でありますから希望者は早目に申し込み下さい。

農業委員会

町民の健康相談所が開設された

毎月十七日
午前九時から正午まで

幸福は先づ健康から、この世の中で健康に勝る宝はないようであります。

ところが、何物にもかえがたい大事な宝物自分や子供の健康をおろそかにしがちです。日々の生活に追われ遂い注意を怠ります。

そのあげく、病気がひどくなってからあわてて薬じゃ医者だと大騒ぎして、暇をすて、金を捨て、苦労するのが私共の日常のようです

そこで、こんなことを繰り返さないよう衛生知識を与え、適切な指導をするために健康相談所を設けることにしました。

忙しいといえばそれまでです。お暇をさいて御利用下さい。明日の健康と幸福をもたらすために。

※**場所と相談日**

役場内健康相談室
毎月十日と二十五日
午前九時から正午まで

長田出張所（島津クラブ）

三股町防犯組合栄えある表彰を受く!!

四月十二日県防犯組合連合会長より防犯活動功労により栄えある表彰を受けました。これは町民一六、〇〇〇人が表彰を受けた訳であります。どうか自覚と反省を新にして積極的な防犯活動を行い明朗な町づくりに邁進致しましょう。暑さ寒さも彼岸までと昔から言われますように三月になると急に春めいて冬眠からさめる動物のように各種犯罪も活潑になります。犯罪予防に深い関心をもち防犯の完璧を期しましょう。

駐在所の異動

今まで駅前部長派出所は二人で町民の生命身体財産の保護に当り犯罪の予防に又交通事故の防止に不眠不休の活動を続けて来られましたが今回次の方が高城警察官派出所から赴任されました民警一致犯罪の予防に特段の御協力をお願いします

巡査秋田守

走持（大野）、内之木場に農村電話が開通しました

現在三股町においては町内各地に電話が開通しており今や電話の無い部落はほとんど見当らない状態にまで普及しており、そして大いに活用され、文化的にとかく独島化の傾向のある遠隔地の方は勿論農村の人達の間に大いに喜ばれております。今回更に又走持（大野）内之木場に農村電話が開通し、今後町内外の通話に或いは又電報の発信に大いに役立ち非常に喜ばれることでしょう。現在三股町には電話が一三四あって内農村電話が一五、一般公衆電話が三、その他普通電話が一一六となっております

出張徴収に使用する領収書が変更されました

町税使用料及び手数料その他町が徴収する公金は徴税令書、納額告知書又は納入告知書を発付していますがこれらの令書又は告知書では収入役のみが領収することになっています。役場職員が出張して徴収するときは「出納員領収書」を使用することになっていますから町民の皆さまの協力をお願いします。

煙草は町内の小売店で

日本専売公社はたばこの売上価額に対し一一%のたばこ消費税を各市町村に納めることになっています。昭和三十六年度中三股町内各たばこ小売店の売上価額は二千七百万円でありますから三股町で徴収したたばこ消費税は三百万円になります。町内小売店の売上げがふえればふえるだけ町に納める税金はふえることになりますから、都城市やその他の町村内でたばこは買わずに町内の小売店でだけ買って町税が少しでもふえるよう協力してください。

※**季節保育所開所申込みについて**

田植の忙しい猫の手も借りたいときに、子供を心配なく預けて生産の向上に役立っている季節保育所を例年のとおり開所することになりました。

開所を希望される方は申込書が生活課福祉係に用意してありますので来る五月二十日迄申込み下さい。

生活課

（教育方針と努力目標のつづき）

四、社会体育の振興

1スポーツ、レクレーションの普及につとめ、町民の体位体力の向上の融和をはかる。

2各種体育団体の組織の育成強化をはかり、スポーツ精神の高揚と技術の向上につとめる。

3部落地域の体育施設、設備を促進し、体育の振興ふん囲気の醸成をはかる

犯運動をすすめております

現在設置した部落は山王原三島、下新馬場、上新馬場の部落で部落が明るくなった上に犯罪が全くなくなりました。婦女子に対する暴行をはじめ色々の犯罪や事故はいつも町の暗さにつながっているだけに防犯灯を設置した部落のよろこびは大へんなものです。町を明るくし各種の犯罪予防にみなさん方の御協力をお願い申し上げます。

三股町史の御希望の方は収入役室に相談下さい

町制施行十週年記念事業の一として町教育委員会で編さんした「三股町史」はまだ残っています。代金は五百円ですから希望者は収入役室に申し込んでください

効果をあげた防犯灯

町防犯組合におきまして町を明るくし犯罪を防ぎましようと、防犯灯を設置し防

編集後記

編集にさきだちまして毎月発刊の遅れますことをお詫び申し上げます。四月の月は総ての役員がうまれた月であり何かと皆様方と共に年度計画や各団体の行事調整に追われ六月より皆様方の御期待にそうような公民館報として発刊出来ることに努力致しますので皆様方の御投稿をおまちいたします。どうぞ皆様絶大なる御協力をお願い致します

編集児

※冠婚寄附

社会福祉協議会へ

一金壱千円也
上原正義
橋口セツ子　殿

右のとおり寄附を戴きました。新しく人生をきずかれる二人の前途を祝福しますと共に厚く御礼申し上げます。

※忌明寄附

一金壱千円也
故　竹之内武二
竹之内ヒデ　殿

一金参千円也
故　沢津橋伊太郎
沢津橋宗俊　殿

右の通り寄附をいただきました。三股町の社会福祉のために有意義につかわせていただきます。故人の冥福をお祈りいたしますとともに紙上をもって厚く御礼申し上げます。